

10.1.9 廃棄物等

(1) 産業廃棄物及び残土

① 予測及び評価の結果

イ. 工事の実施

(イ) 造成等の施工による一時的な影響

a. 環境保全措置

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び残土の処理に当たっては、以下の環境保全措置を講じる。

- ・地形を十分考慮し、可能な限り既存道路等を活用することで、風力発電機ヤードや工事用・管理用道路の設置に伴う地形改変範囲及び樹木の伐採を必要最小限にとどめて、伐採木及び発生土の低減を図る。
- ・産業廃棄物は可能な限り有効利用に努め、処分量を低減する。
- ・分別収集、再利用が困難な産業廃棄物が発生する場合は、専門の産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理する。
- ・造成等に伴い発生する土砂の一部は、専門業者に委託して適正に処分する。
- ・対象事業実施区域に設置する土捨て場は最小限とし、尾根にある谷部分は埋めないこととする。

b. 予測地域

対象事業実施区域とした。

c. 予測対象時期

発電所建設工事の期間とした。

d. 予測手法

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び残土の量を、工事計画及び既往の工事事例を基に算出し、処理・処分の方法を検討して有効利用量及び処分量を推定した。

e. 予測結果

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の種類及び量の予測結果は第10.1.9-1表、残土の予測結果は第10.1.9-2表のとおりである。

第10.1.9-1表 工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の種類及び量

(単位: t)

産業廃棄物	発生量	有効 利用量	処分量	処理方法等
コンクリートくず	400	400	0	・ 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）で粉砕リサイクル
木くず（型枠・丁張残材）	40	40	0	・ 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）でサーマルリサイクル
廃プラスチック類	20	20	0	・ 分別回収した後、中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）でマテリアルリサイクル
金属くず	94	94	0	・ 有価物として売却
紙くず（段ボール）	12	12	0	・ 分別回収してリサイクル
アスファルト類	1,355	1,355	0	・ 中間処理施設（合材プラント）で粉砕リサイクル
伐採木	6,240	6,240	0	・ 伐採木は、有価物として売却 ・ 根株及び枝葉は中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）でサーマルリサイクル
合 計	8,161	8,161	0	

注：風力発電機の基礎は、基礎構造及び施工方法決定後に、汚泥の発生の有無、発生量等を把握し、汚泥が発生する場合は、他の廃棄物同様適正に処理する。

第10.1.9-2表 掘削、盛土における計画土量

(単位: 万m³)

工事の種類		計画土量
切土、掘削	切土、掘削工（ヤード造成）	30.4
	切土、掘削工（工事用・管理用道路）	16.9
利用土工事	盛土工（ヤード造成）	3.8
	盛土工（工事用・管理用道路）	30.6
残土量（場内土捨場）		4.3
残土量（場外搬出）		8.6

f. 評価の結果

(a) 環境影響の回避・低減に関する評価

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び残土に係る環境影響を低減するための環境保全措置は、以下のとおりである。

- ・地形を十分考慮し、可能な限り既存道路等を活用することで、風力発電機ヤードや工事用・管理用道路の設置に伴う地形改変範囲及び樹木の伐採を必要最小限にとどめて、伐採木及び発生土の低減を図る。
- ・産業廃棄物は可能な限り有効利用に努め、処分量を低減する。
- ・分別収集、再利用が困難な産業廃棄物が発生する場合は、専門の産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理する。
- ・造成等に伴い発生する土砂の一部は、専門業者に委託して適正に処分する。
- ・対象事業実施区域に設置する土捨場は最小限とし、尾根にある谷部分は埋めないこととする。

これらの措置を講じることにより、工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の発生量は8,161 tとなるが、全量を有効利用する。また、残土の一部は、対象事業実施区域に設置する土捨場で処分するが、対象事業実施区域に設置する土捨場は最小限とし、尾根にある谷は埋めないこととする。残りは、対象事業実施区域周辺の処分場に場外搬出を行い、専門業者に委託して適正に処分する。これらの措置により環境への負荷は小さいと考えられることから、実行可能な範囲で影響の低減が図られているものと評価する。

(b) 環境保全の基準等との整合性

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき適正に処理するとともに、有効利用に努める。このうち特定建設資材廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、再資源化する。

以上のことから、環境保全の基準等との整合が図られているものと評価する。

(空 白)